

京都大学高等研究院物質—細胞統合システム拠点解析センター共同利用内規

平成29年8月30日 高等研究院長裁定

令和2年3月30日一部改正

令和2年11月24日一部改正

令和3年7月1日一部改正

令和4年1月28日一部改正

(趣旨)

第1条 この内規は、京都大学高等研究院物質—細胞統合システム拠点解析センター（以下「センター」という。）が管理及び運用する設備の共同利用について必要な事項を定めるものとする。

(設備)

第2条 この内規において対象となる設備は、京都大学高等研究院物質—細胞統合システム拠点解析センター利用負担金等内規（令和2年3月31日京都大学高等研究院物質—細胞統合システム拠点解析センター長裁定）別表3に定める設備（以下「設備」という。）とする。

(管理責任者)

第3条 設備の適正な管理を行うため、センターに管理責任者を置き、京都大学高等研究院物質—細胞統合システム拠点解析センター長（以下「センター長」という。）をもって充てる。

(利用資格)

第4条 設備を利用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 京都大学（以下「本学」という。）の教職員又は学生
- (2) 国、地方公共団体又は本学以外の国立大学法人、大学共同利用機関法人、独立行政法人その他教育・研究を事業目的とする法人若しくは団体に所属する者
- (3) 企業等において研究開発に従事する者
- (4) その他管理責任者が適当と認める者

(利用日)

第5条 設備は、次の各号に掲げる日を除き、毎日利用できる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年1月3日まで
- (4) 6月18日（創立記念日）
- (5) 8月第3週の月曜日、火曜日及び水曜日（夏季一斉休業日）

2 前項の規定にかかわらず、管理責任者が特に必要と認めるときは、前項各号に掲げる日の利用を許可し、又は利用可能な日であっても利用を禁止することがある。

(利用形態)

第6条 設備の利用形態は、次のとおりとする。

- (1) 設備利用
- (2) 技術相談（設備の利用者が技術的な助言等を求めてセンターに相談することをいう。）

(利用時間及び利用単位)

第7条 設備の利用時間は、午前9時30分から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、管理責任者が特に必要と認めるときは、利用時間を延長又は短縮することがある。

3 設備の利用単位は、京都大学高等研究院物質—細胞統合システム拠点解析センター利用負担金等内規別表3に定めるとおりとする。

4 前項の規定にかかわらず、管理責任者が特に必要と認めるときは、利用単位の変更を行うことがある。

(利用登録申請)

第8条 利用登録申請はグループ（研究室、部署等）単位で行うものとし、グループの研究代表者が申請資格を有するものとする。

2 設備を利用しようとするグループの研究代表者は、年度毎に利用登録申請書を管理責任者に提出し、当該設備を利用しようとする日までに承認を受けなければならない。

3 利用登録申請書の内容に変更があった場合、速やかに管理責任者に申し出て、承認を受けなければならない。

(利用登録承認)

第9条 管理責任者は、前条により利用登録申請があったときは、その承認又は不承認を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

(利用申請)

第10条 前条により利用登録の承認を受けたグループから利用者として届出がされている者は、設備を利用しようとする場合、設備毎に利用申請を行い、承認を受けなければならない。

(利用承認)

第11条 設備を管理する者は、前条により当該設備の利用申請があったときは、その承認又は不承認を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

(利用負担金等)

第12条 グループの研究代表者は、次の各号に掲げる方法により、登録料及びグループの利用実績に応じた利用負担金を負担するものとする。

(1) 大学運営費については予算振替によるものとする。

(2) 受託研究費、寄附金及び本学に交付される補助金については、費用の付替によるものとする。

(3) 本学で経理する研究者に交付される補助金については、利用負担金通知書により請求するものとする。

(4) 本学以外の機関に所属する者については、本学の発行する請求書により定められた期日までに、指定の口座に振り込むものとする。

2 前項に規定する負担方法により難いと管理責任者が特に認めた場合は、管理責任者が負担方法を別に定めることができる。

3 登録料及び利用負担金の額については、センター長が別に定める。

4 第1項の規定にかかわらず、管理責任者が特別の理由があると認めるときは、登録料及び利用負担金の全部又は一部を免除することができる。

5 一旦納付された登録料及び利用負担金は、返還しない。

(利用者の遵守事項)

第13条 利用者は、設備の利用に関し、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 利用を承認された目的以外に利用しないこと。

(2) 設備を第三者に利用させないこと。

(3) 設備を初めて利用する場合は、管理責任者が指名する者が実施する事前講習を受講すること。ただし、設備を管理する者が不要と認める場合を除く。

(4) 設備に特別の工作をし、又は現状を変更しないこと。ただし、管理責任者が認める場合を

除く。

(5) センターの施設、設備等の保全に努めること。

(6) その他管理責任者が指示する事項

2 利用者は、設備に異常があるときは、速やかに設備を管理する者に報告し、その指示に従わなければならない。

(利用の停止)

第14条 管理責任者は、次の各号のいずれかに該当する場合、設備の利用登録の承認を取り消し、又は設備の利用を停止させることができる。

(1) 利用者がこの内規に違反し、又は違反するおそれがあると管理責任者が認めるとき。

(2) 利用者が利用登録申請書に虚偽の記載をしたとき。

(3) 利用者が利用料等を本学が指定する期日までに納付しないとき。

(4) 本学の管理上の事由により設備の利用に支障があると管理責任者が認めるとき。

2 前項第1号から第3号までの事由により設備の利用登録の承認を取り消し、又は設備の利用を停止させたことにより利用者に損害を及ぼすことがあっても、本学はその責めを負わない。

(原状回復)

第15条 利用者は、設備の利用を終えたとき（前条第1項の規定により承認を取り消し、又は利用を停止させた場合を含む。）は、速やかに原状に回復するとともに、管理責任者の検査を受けなければならない。ただし、管理責任者が不要と認めるときは、この限りでない。

(損害賠償)

第16条 利用者は、その責に帰すべき事由によりセンターの施設、設備等を滅失し、又は毀損したときは、その損害を賠償しなければならない。

(免責)

第17条 センターは、利用者がその目的を達成するように協力し、及び支援するが、設備の使用から得られる結果に対していかなる保証も行わず、設備の使用及び使用に係る損害について、いかなる責任も負わない。

2 利用者がセンターの設備を利用するに当たって発生した事故及び怪我に対して、センターはいかなる責任も負わない。

(秘密保持)

第18条 センターに所属する教職員及び利用者は、次の各号のいずれかに該当するものを除き、センターの設備の利用により知り得た一切の情報を、相手方の書面による事前の同意なしに第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。

(1) 既に公知となっている情報

(2) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報

(3) 相手方から当該情報を入手した時点で、既に自己が保有していた情報

(4) 相手方から知り得た情報によらず、自己が独自に開発した情報

(5) 相手方から当該情報を入手後、自己の責めによらずして公知となった情報

(6) 裁判所、行政機関等の公的機関から法令に基づき開示を命ぜられた情報

(知的財産権)

第19条 センターの設備を利用した結果生じた知的財産権の取扱い等については、当該知的財産権の発生事態を勘案し、及び本学の規程に基づき、センター及びグループの研究代表者が別途協議して決定するものとする。

(利用の明記及び報告)

第20条 利用者は、センターの設備を利用して行った研究の成果を公表する場合、当該公表に

係る論文等に、センターの設備を利用した旨を明記し、センターに報告するものとする。

(安全衛生)

第21条 利用者は、センターにおける安全管理について、関係する法令及び本学の諸規程（以下「法令等」という。）を遵守するとともに、法令等に基づき管理責任者が行う指示に従わなければならない。

(規定の遵守)

第22条 利用者は、本学及びセンターが定める事項を遵守しなければならない。

(事務)

第23条 共同利用に関する事務は、高等研究院及び吉田南共通事務部経理課において処理する。

(疑義等の解決)

第24条 この内規に定めのない事項が生じた場合及び解釈に疑義が生じた場合は、その都度管理責任者及び利用者が協議の上、解決に努めるものとする。

(内規の変更)

第25条 高等研究院長は、以下の場合にグループの研究代表者及び利用者の同意を得ることなくこの規程を変更できるものとする。

- (1) 内規の変更が、グループの研究代表者及び利用者の一般の利益に適合するとき。
- (2) 内規の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、設備管理上の必要性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

2 前項による内規の変更にあたり、内規の変更をする旨及び変更後の内規の内容並びにその効力発生日を、効力発生日までにセンターホームページへの掲示又は電子メールによる通知その他の適切な方法により、グループの研究代表者及び利用者へ周知するものとする。

(その他)

第26条 この内規に定めるもののほか、共同利用に関し必要な事項は、管理責任者が定める。

附 則

この内規は、平成29年9月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和4年2月1日から施行する。